

ケベック旧民法典の起草者

- 一 はじめ
- 二 基礎知識
 - 1 ケベック史を中心とするカナダ史の概要
 - 2 ケベック旧民法典の編纂過程の概要
- 三 キヤロン
- 四 デイ
モラン
- 五 ボードリー
- 六 書記
- 七
 - 1 モラン
 - 2 ラムゼー
 - 3 マッコード
 - 4 反対者ビボー

大

島

俊

之

八 おわりに

一はじめに

今、筆者は、興味深い写真を目にしている。一四〇年近く前のものであるが（正確な撮影年月日は不明であるが、一八六三年頃の写真であろうと推測している）、極めて鮮明な白黒写真である。五人の男性が小さな長方形のテーブルを囲んで座っている。中央に座っているキヤロンは、六〇歳を越えているであろうが、なかなかハンサムな紳士である。何かの書類を手にしている。その右側に座っているモランは、五〇歳代であるが、病氣勝ちのためか、元首相という貫禄はなく、視線をテーブルの上に落としている。キヤロンの左側に座り、眼鏡を手にしているのがデイである。窪んだ目で、キヤロンの書類を覗き込んでいる。彼も同じく五〇歳代である。テーブルの左端では、顎髭を蓄えたボーデリーガ、羽ペンを持ち、ノートを広げて座っている。四〇歳代である。その座高からすると、かなりの長身であろう。テーブルの右端には、同じく羽ペンを持ち顎髭を蓄えたマッコードが座っている。紙の上に何か字を書いている様子である。まだ、三〇歳代であるが、すでに前頭部は禿げている。

彼らは、ケベック旧民法典（正確には下流カナダ民法典）⁽¹⁾の起草者と書記である。この民法典は、一八六六年八月一日から一九九三年一二月三一日まで施行されていたものである（一九九四年一月一日以降は、新しいケベック民法典が施行されている）。この民法典は、わが国の民法典起草段階でも参照されており、法典調査会民法議事速記録では「カナダ」とか「ロウエルカナダ」と表記されている。

筆者は、これまで、ケベックの新・旧両民法典について、論文を発表してきた。⁽²⁾しかし、これまで、旧民法典の起草者の写真を見たことはなかった。また、起草者の経歴の概要は知っていたが、その詳しい経歴、家族関係、

ケベック旧民法典の起草者

住居、収入などまでは知らなかつた。さらに、実際に、起草作業を行つた部屋の様子なども知らなかつた。

今回、ヤング氏の『法典編纂政策（一八六六年下流カナダ民法典）』（一九九四年）に接することによつて、それらを知ることができた。⁽³⁾ケベックにこの書物を注文した後、筆者がフランスに行つて長期滞在していたため、日本に送られていた本書を筆者が目にするのが遅れた。上記の写真は、ヤング氏の著作に載つている。

この本の著者であるヤング氏と筆者は面識がない。ヤング氏は、マギル大学で歴史学（カナダ史、特にケベック史）を教えておられるようである。ケベックの鉄道の歴史に関する著作がある点などから推測すると、ヤング氏は、法学者ではなく、歴史学者のようである。⁽⁴⁾この著作は、一九世紀のカナダ政治史・ケベック政治史の文脈において、法典編纂過程を検討したものである。

一九世紀のカナダ政治史あるいはケベック政治史に特別の関心を持たない筆者の立場からすると、起草者のプロフィールや、実際の起草作業の様子が、写真入りで、具体的に描写されている点が面白い。実定法学者が起草過程の研究をすれば、草案の内容ばかりに関心を集中させたことであろう。筆者は、ヤング氏の著作のうち、草案の内容の紹介以外の部分から、新鮮な印象を受けた。

本稿では、ヤング氏の著作から、起草者および書記のプロフィールに関する部分を寄せ集め、再構成して、紹介することにする。なお、注記した文献は、現時点では、筆者自らは確認しておらず、ヤング氏の著作からの孫引きである。

なお、今回は、起草者達のプロフィールの紹介だけに止め、起草の様子などの紹介については別稿に譲ることにする。

(1) ケベック民法典の歴史の概要については、大島俊之「ケベック民法の性格——大陸法的伝統と英米法の影響——」比較法研究（比較法学会）四八号一九八頁以下（一九八六年）、大島俊之「比較法的見地から見たケベック民法」日本カナダ学会編『カナダ研究の諸問題』五九頁以下（一九八七年）を参照。

(2) ケベックあるいはカナダに関連する筆者の論文としては、注(1)で挙げたもの以外に、次のようなものがある。

「ケベックのフランス語法（邦訳）」大阪府立大学経済研究三〇巻三号（一九八四年）、「ケベック養子法の改正」大阪府立大学経済研究三一巻四号II三三二巻一号（一九八六年）、「ラヴァル大学法学部」日本カナダ学会ニュースレターワー二二号（一九八六年）、「ケベックの信託法改正草案」大阪府立大学経済研究三二巻四号（一九八七年）、「北米におけるフランス民法典の継受——ルイジアナ・ケベックにおける継受に関する数量的分析」大阪府立大学経済研究三三巻二号（一九八八年）、「カナダ法略語表」大阪府立大学経済研究三三巻四号（一九八八年）、「カナダ憲法」日本カナダ学会関西地区便り二号（一九八八年）、「ケベックの時効法改正草案」大阪府立大学経済研究三四巻一号（一九八八年）、「ケベックの信託法——歴史および信託本質論を中心として——」信託法研究（信託法学会）一三号（一九八九年）、「ケベック法における氏・名・性別」大阪府立大学経済研究三五巻四号（一九九〇年）、「信託的継伝処分（後継遺贈）（1）」（2）大阪府立大学経済研究三六巻一号（一九九〇年）・三六巻二号（一九九一年）、「ケベック継伝処分法」信託研究奨励金論集（社団法人信託協会）一二号（一九九一年）、「ケベック遺言信託法」信託研究奨励金論集（社団法人信託協会）一二号（一九九一年）、「ジャック・ロンドン『定年制に関するカナダの経験——人権論的考察』（翻訳）」世界家族法学会第6回世界会議国内委員会編『高齢化社会——その苦悩と政策への挑戦』日本加除出版（一九九一年）、「ジョイ・コガワ」という名前）日本カナダ学会関西支部ニューズレター（一九九二年）、「家族法」日本カナダ学会編『メイプル豆事典I』（一九九三年）、「ケベック州法制度」日本カナダ学会編『メイプル豆事典I』（一九九三年）、「国家」日本カナダ学会編『メイプル豆事典I』（一九九四年）、「州の政治」日本カナダ学会編『メイプル豆事典II』（一九九四年）、「裁判所制度」日本カナダ学会編『メイプル豆事典II』（一九九四年）、「総督」日本カナダ学会編『メイプル豆事典II』（一九九四年）。

イ・ブル(豆事典II)（一九九四年）、「ピュール・G・ガニヨン『カナダ連邦制度とケベック問題』(翻訳)」ケベック州政府在日事務所（一九九四年）、「パル大学日本學術會館」日本カナダ学会関西支部ニューズレター（一九九四年）。「ルクレール『日本におけるケベック人』」神戸学院法学（一九九五年）三五巻一号一四七頁以下（一九九五年）がある。

(3) Brian Young, *The politics of Codification: The Lower Canadian Civil Code of 1866*, (1994) McGill-Queen's Press.

(4) 偶然の一一致ではあるが、筆者の友人リシャー・ルクレール君（フランス語系ケベック人）も、ケベック鉄道史の研究者である。同君の論文を筆者が訳したものとして、大島俊之「ルクレール『日本におけるケベック人』」前掲がある。

一 基 础 知 識

本論に入る前に、本稿の内容を理解していくためには最小限度必要な範囲で、ケベック史を中心とするカナダ史の概要、およびケベック旧民法典の編纂過程の概要を紹介しておこう。なお、ヤング氏の著作の内容を十分に理解するためには、カナダ鉄道史、特にケベック鉄道史に関する知識が必要であるが、筆者には、その知識が十分ではなく、紹介することができない。

1 ケベック史を中心とするカナダ史の概要

(1) 重要事項の年表

一六六二年 ヌヴェル・フランス（新フランス）がフランス国王の直轄地となる。

一七五九年～六〇年 ヌヴェル・フランスで英仏両軍の戦闘。イギリス軍の勝利。

一七六三年 パリ条約の結果、ヌヴェル・フランスはイギリス領となる。

一七九一年 カナダ法（ケベック植民地を上流カナダと下流カナダに分割）。

一八四一年 連合法（上流カナダと下流カナダを統合）。

一八六七年 英領北アメリカ法（カナダ自治領が成立）。

（2）本稿を理解するためには必要な基礎知識

ヌヴェル・フランスでは、莊園制が確立していた。政府の役人、軍人、聖職者達が地主階級（莊園主）であり、フランスからの移住者は小作人として、莊園主の管理・保護下に置かれた。

一七五六年～六三年に七年戦争。一七五九年にケベック市のアブラハム平原で英仏両軍の戦闘の結果、ケベック市が陥落。翌一七六〇年には、モントリオール市が陥落。七年戦争の終結に関する一七六三年のパリ条約で、ヌヴェル・フランスはイギリス領となる。イギリスは、ケベック植民地として統治を開始。

一七九一年のカナダ法は、ケベック植民地を、上流カナダと下流カナダの二つに分割した（オタワ川が境界）。セント・ローレンス河の下流に位置する下流カナダは今日のケベック州に相当し、フランス語系の人々が多い。ただ、下流カナダのモントリオール市には、イギリス系の商人が集まつた。さらに、北上してきたアメリカ合衆国からの英語系移民も加わり、強力な勢力を形成していた。セント・ローレンス河の上流に位置する上流カナダは今日のオンタリオ州に相当し、英語系の人々が多い。上流カナダ・下流カナダの双方に、総督、任命制の立法評議会、選出制の議会が置かれた。

一八〇三年にマギル死亡。遺言で、マギル大学創立のために一万ポンドを残す。

一八〇六年に最初のフランス語新聞「ル・カナディアン」紙が発行される。しかし、一八一〇年に刊行禁止。

一八三〇年の再発刊。

一八三四四年に、下流カナダの議会で「九二か条の決議」を採択。

一八三七年に、下流カナダではパピノーの反乱が起こり、上流カナダではマッケンジーの反乱が起こる。反乱の規模はそれほど大規模なものではなかった。パピノーとマッケンジーは、アメリカ合衆国に逃亡。

一八四一年に連合法が成立した。元の上流カナダと下流カナダを統合し、連合カナダ植民地が成立した。一人の総督、任命制の立法評議会、選出制の議会が置かれた。ただ、議会には、かつての上流カナダと下流カナダから六五名づつの議員が選出された。ある法律が成立するには、「二重の多数決」すなわち、単に議会で過半数の賛成を得るだけでなく、上流カナダと下流カナダのそれぞれで、過半数の賛成を得ることを必要としたのである。また、内閣も、上流カナダからの首相と、下流カナダからの首相が、共同首相として努めるというスタイルをとった。

一八四二年に、ボールドウインラフオンテーム内閣。

一八四九年に、暴徒達が議会を焼く。

一八五四年に、連合カナダ植民地議会が、莊園制の廃止を決議。ただし、補償をする。

一八五七年に、J・A・マクドナルド+カルティエ内閣。

一八六六年に、下流カナダ民法典の施行。

一八六七年に英領北アメリカ法が制定され、カナダ自治領が成立。これが、今日のカナダの成立である（この「英領北アメリカ法」というイギリス議会で可決された法律は、現在のカナダでは「一八六七年憲法」と呼ばれ

ており、現在も有効である。なお、別に「一九八二年憲法」もある）。そのための準備の会議が、一八六四年九月にシャーロットタウンで開始され、同年一〇月にケベック市で再開された。後者の会議で、連邦結成のための決議がなされた。当初のカナダに参加したのは、連合カナダ植民地、ニューブランズウイックおよびノヴァ・スコシアであった。後に（一八七三年に）、プリンス・エドワード島がカナダに加入。その後、中西部がカナダに加入し、最後に、戦後の一九四九年になつてニューファンドランドがカナダに加入。こうして、現在の我々が知っているカナダとなつた。

本稿で取り上げる時期のカナダの著名な政治家は、次の通りである（なお、カナダ政治史上、マクドナルド、マッケンジーという姓の政治家は多いので注意を要する）。

上流カナダ

J·A·マクドナルド	保守派	タシェ、カルティエ
ボールドウイン、ブラウン	稳健改革派	ラフォンテヌ、モラン
マッケンジー	急進改革派	パビノー、ドリオン

下流カナダ

本稿の取り上げる時期における鉄道の重要性は、次の点にある。上に紹介したように、カナダ自治領が成立する前には、北米のイギリス植民地は、幾つかに分かれていた。このことは、鉄道網を完備する上で障害になる。したがつて、北米のイギリス植民地全土にまたがる鉄道網を整備しようとする経済的勢力と、カナダ自治領を成立させようとする政治的勢力とは、共通の利害を有することになる。しかし、鉄道史に疎い筆者には、この関係を年代順に追つて十分に説明するだけの知識がない。

2 ケベック旧民法典の編纂過程の概要⁽⁵⁾

ケベック旧民法典、正確には「下流カナダ民法典」は、一八六六年八月一日から施行され、一九九三年二月三一日まで効力を持っていた（一九九四年一月一日以降は、新しいケベック民法典が施行されている）。以下、簡単に、この旧民法典の成立の経緯について紹介する。

一八五七年に、まず、「民事及び民事訴訟に関する下流カナダの法の法典化に関する法律」という名の法律ができていた。この法律は、前文と二一か条からなる短いものである。まず、前文において、フランスおよびルイジアナにおける法典化⁽⁶⁾が大きな利益をもたらした旨を述べている。そして、一条において、これから新しく法典編纂作業を始めるに際し、三人の起草委員と二人の書記を置く旨を規定している。また、四条および五条において、これから編纂する二つの法典の名称は、「下流カナダ民法典」および「下流カナダ民事訴訟法典」とする、としている。法典の体系については、七条によって、フランスの民法典、商法典および民事訴訟法典に倣うべき旨が規定されている。しかし、同時に、四条において、商法典は作らず、商法に関する規定も民法典に入れることが定められている。

そして、この法律の一条の規定に基づいて、三人の起草委員と二人の書記が任命された。起草委員になつたのは、キヤロン（仏語系）、デイ（英語系）、モラン（仏語系）の三名である。そして、書記になつたのが、ボードリリー（仏語系）とラムゼー（英語系）であった。起草委員のモランの病死に伴い、書記のボーデドリーが起草委員に昇格し、その書記の後任としては、別人のモランが充てられた。また、書記のラムゼーは、途中でマッコードと交替した。

これらの人々の努力によって、一八六五年一月三一日に民法典草案が完成し、議会を通過し、一八六六年八月

一日から施行された。なお、民事訴訟法典は、一年ほど遅れて一八六七年六月二八日から施行された。

(5) この部分の記述は、大島俊之「比較法学的見地から見たケベック民法」前掲六一頁～六二頁による。

(6) フランス民法典は一八〇四年から施行されており、ルイジアナ民法典は一八二五年から施行されていた。

三 キヤロン⁽⁷⁾

ルネ・エドゥアール・キヤロン（一八〇〇年～一八七六年）⁽⁸⁾は、ケベック市で最も成功した弁護士の一人である。彼の依頼人には、大組織が多かった。彼の父オーギュスタン・キヤロンと母エリザベート・レサールは、農業を営み裕福であった。父は、またモンモランシー選出の代議士でもあった。キヤロンは、ケベック市の近くのサンタンヌ・ボープレで生まれた。そして、ケベック神学校で古典教育を受けた（モランも同じ学校で学んだ）。教師は聖職者であり、フランス革命の思想を厳しく批判していた。キヤロンは、アンドレ・レミ・アメルの法律事務所で研修をし、一八二六年に法曹資格を得た。それから、ケベック市に自分の事務所を構え、弁護士を開業した。⁽⁹⁾

一八三〇年代のキヤロンは、政治活動に没頭していた。ケベック市の市長を務め（一八二四年～一八二六年）、ケベック市のアッパー・タウン選出の代議士でもあつた（一八三四四年～一八三六年）。また、フランス語新聞「ル・カナディアン」の再発刊に努力した。キヤロンは、穩健なケベック党の有力メンバーであつた。愛国者達と意見が対立し、パビノーに反対の投票をした。そして、一八三六年に代議士を辞職した。しかし、翌年、総督ゴスフォード卿により、立法評議会の評議員に任命された。反乱の時期、彼は、ケベック砲兵隊大尉として軍務に就いた。

た。その後、治安判事となつた（一八四六年）^⑩。ケベック市のリーダーであるキヤロンは、妥協策を模索していた。キヤロンは、イギリス王室とカトリック教会の双方の権威を支持していた。一八四〇年代には、総督を支持する運動を開いた。そして、一八四九年には、王制を支持する宣言文に名を連ねている（一八四九年）^⑪。また、彼は、立法評議会の議長を勤めたこともある（一八四三年～一八四七年、一八四八年～一八五三年）。

キヤロンは、精神的にも、職業上も、政治的にも、カトリック教会を支持していた。キヤロン夫妻のカトリック教的な慈善活動は、広く知られていた。キヤロン夫人は、カリタス会を支援するパーティを組織した。^⑫また、彼の重要な依頼人は、ケベック神学校であつた。キヤロンは、自由保守党とカトリック教会とを結びつける役割を果たしていた。彼は、教会のシャルル・フェリックス・カゾーと特に親しかつた。カゾーは司教代理で、教会を代表して、教育、カナダ建国、少數派の権利といった微妙な問題について対外折衝を担当していたのである。^⑬

キヤロンは、教育問題に熱心であった。ケベック市の師範学校の委員を務め（一八三六年）、良書協会の会員であり、法曹図書館の財務を担当し、ケベック文献歴史協会の会長を務め（一八四四年～一八四五五年）、音楽同盟の会長（一八三四四年）、サンジヤン・バブティスト会の会長（一八四二年～一八五二年）、ケベック図書館協議会の会長（一八四五五年）を務めた。また、カナダ協会の名誉会長でもあつた（一八四八年～一八五二年）^⑭。

取引法の弁護士としての成功、政治家としての経験とともに、結婚によつても、キヤロンの地位は上昇した。^⑮妻のマリー・ヴェネランド・ジョセフィーヌ・ドブロアは、ジョセフ・フランソワ・ドブロアの娘である。この義父はガスペ地方の有名な実業家、弁護士、代議士であつて、後には巡回判事になつてゐる。^⑯キヤロンの息子の一人であるジョセフ・フィリップ・ルネ・アドルフは、ジョン・A・マクドナルド内閣の大蔵になつた。また孫のルイ・アレクサンドル・タシュローは、ケベック州首相になつた。

キヤロンは、弁護士として、ケベック市の重要な判決のほとんどに関与している。彼が事務所で指導した研修生としては、フランソワ・エヴァンチュエル、テレスフォール・フルニエ、シリル・ドラグラー（一八四〇年にはモラン事務所のパートナーとなり、一八五四年には土地問題委員会の書記になる）およびトーマス・マッコード（後に法典起草委員会の書記になる）などがいた。また、ルイ・ド・ゴンザーグ・ベラルジエは、一八四四年にはキヤロン事務所のパートナーとなつた。キヤロンとベラルジエは、ケベック市、ケベック神学校、その他有力なカトリック機関から依頼を受けたことがある。^[17]また、キヤロンは、ケベックの鉄道の後援者でもあつた。特に北岸線および大陸横断鉄道の支持者であつた。^[18]

キヤロンは、政治活動や法律実務に多忙であり、法学の知的な側面で貢献できるほどの余裕はなかつた。それでも、彼の蔵書には、モンテスキューの『法の精神』が含まれている。^[19]一八四八年には、彼は、裁判官資格を取得している。そして、一八五三年には、ケベック通常裁判所の裁判官に任命された。しかし、彼の判決は、判例集「下流カナダ・リポーツ」に搭載されているものを見る限りでは、画期的というほどのものではない。彼は、一八五五年に、女王座裁判所控訴部の裁判官に昇進したが、裁判長ラフオン・テーヌの影に隠れてしまつた。

キヤロンは、莊園制に関する法律によって一八五四年に設けられた特別裁判所の裁判官でもあつた。莊園制や水路の所有権に関する六四頁におよぶ報告書を作成している。^[20]彼の報告書は、大地主に財産権を認め、補償金請求権を認めた重要なものであつた。カナダにおける莊園制の歴史を検討し、パリ慣習法やマルリーの勅令（一七一年）によつてそれを規制することを検討している。大地主への補償に関して、キヤロンは、地代が法律で認められている額を越えている場合であつても、その補償金を受け取る権利があると論じている。

法典起草作業が終わつた後、彼は女王座裁判所の裁判官に復帰した。一八六六年六月に、エクトル・ランジュ

バンは、キヤロンをケベック通常裁判所の所長に任命しよヽヽした。しかし、カルティエは、カナダ建国のための交渉が微妙な段階にあるので、英語系の人々を刺激するのは賢明ではなことして、キヤロンの代わりに英語系の裁判官を裁判長に任命した。⁽²¹⁾ キヤロンは、一八七三年には副総督に任命され、一八七六年の死亡まで、その地位にいゝあつた。

ケベック旧民法典の起草者

- (7) „J. C. 著者の記述は、John Young, *op. cit.*, pp. 77-81 にみる。
- (8) René-Edouard Caron.
- (9) Yvan Lamonde, *La philosophie et son enseignement au Québec* (1665-1920) (Montréal: Hurtubise HMH 1980); Bonenfant, "René-Edouard Caron," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 131-6.
- (10) Bonenfant, "René-Edouard Caron," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 136; Veilleux, *Les gens de justice*, 340.
- (11) Monet, *Last Cannon Shot*, 59, 101, 360.
- (12) Anon., *Mère Mallet, 1805-77, et l'institut des Soeurs de la Charité* (Québec : Soeurs de la Charité 1939), 204; Bonenfant, "René-Edouard Caron," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 135.
- (13) Monet, *Last Cannon Shot*, 59; Marcel Bellavance and Pierre Dufour, "Charles Félix Cazeau," *Dictionary of Canadian Biography*, XI, 170-1.
- (14) Veilleux, *Les gens de justice*, 509, 512, 518, 550.
- (15) ヤヤロの個人資産の額は正確には知つべからず。Veilleux, *Les gens de justice*, 720 は、遺産目録を使つて、ケベック市の五人の死亡した裁判官の遺産額を試算してゐる。最も低いのが一六七九ボンヌー、最も高いのがジニアナ・シーウェル裁判官の八五一一ボンヌーである。別荘や、市中の不動産を持つてゐたり、事務所が繁栄してゐたりなど

スルかムレバ キヤロハの財産額、ハ、ハの最高額に近シテシドガハ。

- (16) Marc Desjardins, "Joseph-Francois Deblois," *Dictionary of Canadian Biography*, VIII, 206-7.
- (17) Jean-Marie Lebel, "Louis de Gonzague Baillargeé," *Dictionary of Canadian Biography*, XII, 46.
- (18) Monet, *Last Cannon Shot*, 233; B. Young, *Promoters and Politicians: The North-Shore Railways in the History of Quebec*, 1854-85 (Toronto: University of Toronto Press 1978), 67.
- (19) Archives du Séminaire de Québec, Collection Caron, *Notes Générales*, 20.
- (20) *Lover Canada Reports: Seignioral Questions*, II, 1d-64d.
- (21) Andrée Désilets, *Hector Langevin*, 173; (August 1867), III *Canada Law Journal*, 41.

四 六 (22)

チャーレズ・デイ・ウエイ・ペイ (一八〇六年～一八八四年)⁽²³⁾ は、一八〇六年に、アメリカ合衆国ヴァーヘン州ルイ・クレマンに生まれた。一八一一年に、少年のデイは、両親といふにモントリオールへ移住した。母ローラ・ディーウィーは、提督ジョージ・ディーウィーの娘である。父ハッベル・ディ「大尉」は、モントリオールで仲買業を営んだ。父は、二人のアメリカ人と共同して、ディ・ガストン商会を経営していた。モントリオールでは、ディ家の人々は、サン・ルアル山の西側斜面に居を構えた。その後、ハル市のアルマー通りに転居した。ディ家は、製材所を所有するといひ、アメリカ・インディアンとの通商も行っていた。

ディの父親は、息子を、サントリオールの有名なアメリカ人サムエル・ゲールの法律事務所に送り、五年間にして研修を受けさせた。サントリオール社会やカトリック教に対して辛辣な意見を持つゲールは、有力な土地所

有者であり、また成功した弁護士でもあった。彼は、セルカール卿のような依頼人を持っていた。ゲールは、後に、王座裁判所の裁判官に任命された。⁽²⁵⁾

デイは、一八二七年に法曹資格を取得した。彼は、モントリオールとハルの双方で、弁護士業務を行つた。依頼人は、父の交際範囲内の人々であった。すなわち、商人や製材業者が依頼人であったのである。デイは、その政治活動のために、製材王ルッグルズ・ライトの資金援助を受けていた。デイは、一八四一年に、オタワ選出の代議士となつた。一八四二年には、ナショナル・ローン・ファンド生命保険会社の取締役になつた。⁽²⁶⁾

青年デイは、モントリオールとオタワを舞台にして、法曹界と政界で活躍した。デイは、パピノーの九二か条の決議に反対し、モントリオール憲法協会のメンバーとして活動した。また、彼は、イギリスとの関係強化を求める決議に賛成した。反乱が近づくと、彼は苛立つた。愛国者達を「狂った革命家達」と呼んだ。そして、自ら中尉として活動することを引き受けた。⁽²⁷⁾ デイは、一八三八年に、裁判官資格を得た。そして、軍法会議においては、愛国者達を告発する検察官として活躍した。一八三八年一一月に開始されたこの裁判は、人身保護法を適用しなかつた。マレー・グリーンウッドによれば、カナダの歴史において、適正手続の原則が最も甚だしく害された事例であるということになる。デイは、目立つた活躍をした。例えば、シユバリエ・ド・ロリミエのような愛國者は、危険な犯罪者であり、絞首刑が相応しいと述べた。そして、死刑執行書に署名した。⁽²⁸⁾

裁判が終了し、一八四〇年には、デイは法務次官に任命された。また、彼は、特別委員会の委員に任命された。破産、裁判所の管理、モントリオール地区における大土地所有の制限、一般的な土地登記、下流カナダにおけるカトリック教会の民事的役割等に関する政令を定めることを任務とする委員会であった。法務長官チャールズ・リチャード・オグデンとともに、デイは、重要な役割を果たした。一八四一年には、デイは、下流カナダの法律

および政令を再検討する委員会（この委員会は、後の法典起草委員会の先駆的なものである）の設置について重要な役割を果たした。

一八四一年には、デイは、公立学校を設立する法案を提出した。「全ての州において、すべての国民を包含する国民教育のための普遍的な制度」として、公立学校を設立することを目指すものであった。この法案は、中央集権的で、画一的で、学校の管理者については選挙制ではなく任命制を導入するという内容であった。そして、教科書、教員、教育課程に関して厳しい制限を設けるものであつた。この法案は、ドゥニ・ベンジャマン・ヴィジエールのような自然主義者の考え方とは、対立するものであつた。デイの民族的、宗教的な動機に対して、カトリック教会は疑惑の念を持った。⁽²⁹⁾

この時期のデイが、フランス語を話せなかつたことは明らかである。デイは、一八四二年に、ラフォンテームがフランス語で演説した際に、彼を野次つた。また、デイは、裁判所では、ジャン・ロック・ロランドが英語を解さないので、任務を実行できないとして、その解任を主張している。⁽³⁰⁾

デイは、生涯にわたって、教育に关心を払つた。彼は、モントリオール高校の理事（一八五〇年）、モントリオール園芸協会の副会長（一八五一年）、王立教育推進協会の会長（一八五二年～一八八四年）であつた。一八五〇年の産業博覧会の開催を主張したのは、デイであつた。⁽³¹⁾誕生したばかりのマギル大学の初代の総長になつた（一八六四年）。そして、一二〇年後に死亡するまで、その地位に止まつた。

デイは、有能な研修生を集めた。そのことが、彼の立場を強めた。彼の下で研修をした者としては、次のような人物がいる。ジョン・ローズ（モントリオールで最も重要な取引法の弁護士になり、後には大蔵大臣にもなつた）。アンドリュー・ロバートソン（後に、ケベック弁護士会の会長になり、判例集「下流カナダ・リポーツ」の

編集人になつた)。ルイス・トーマス・ドラ蒙ンド(下流カナダの地方自治法および土地法の改革の中心人物となつた)。

弁護士会が一八四九年に法人格を所得する前から、法曹図書館は、教育および資料検索の面で、重要な役割を果していた。デイは、一八三五年に法曹図書館の会員となつた。そして、一八三八年と一八四一年には、法曹図書館の副館長を務めた。そして、一八三九年、一八四〇年および一八四五五年には、館長を務めた。一八四六年に、ラフォンテーヌが彼の後任の館長に就任したことは、モントリオールの法曹エリートの間でフランス語系の人々の活躍を示すものであろう。⁽³²⁾

マギル大学は、一八四三年に法学教育を始めた。最初の教員であり、後に最初の法学部長になつたウィリアム・バッドグレーは、モントリオールで最も著名な実務家であつた。彼は、一八四七年～一八四八年には、法務長官を務めた。また、一八五三年～一八五五年には、モントリオール弁護士会の会長を務めた。⁽³³⁾ デイは、マギル大学総長として、一八五三年のマギル大学法学部の設立に際して中心的な役割を果たした。新設法学部の教員は、実業界のエリートと結び付きのある人々であつた。バッドグレーの父親は、ノース・ウエスト会社の経営者である。国際法とローマ法の教授であるフレデリック・ランスの一族は、産業界の大立者であつた。デイの父親は、モントリオールの仲買商であり、オタワ渓谷のルートに沿つて通商活動をしていた。

バッドグレーは、下流カナダの大陸法システムはカナダのコモンロー体系に吸収されると予測していたが、デイは、大陸法システムを擁護した。デイによれば、法学教育とは、根本的な原則に対する理解を促すことである。「神の法、自然の法、良識の法がある。これらが、全ての実定法の基礎にある。また、訓練を経た法律家の思考と推論の習慣の中に入り込んでいる一般原則がある。それらを会得させることが、法学教育である。」⁽³⁴⁾

デイの求めに応じて、マギル大学の法学教育課程は、国際的なものとなつた。一八五六年のカリキュラムは、憲法、債権法、大陸法、ローマ法、フランス法、イギリス法および下流カナダの法源、不動産法、慣習法、商事契約、法学文献調査方法、刑法および国際法を含んでいた。

デイは、一八四二年に、政界を去り、裁判官になつた。最初は、モントリオール地区の女王座裁判所の裁判官になつた。その後、一八五〇年の裁判所制度の改革の後に、モントリオール通常裁判所の裁判官になつた。⁽³⁵⁾ 彼が裁判官に任命されたのは、ある程度は、政治的な動機によるものである。法曹界、実業界および宗教界のエリート達が、一八四〇年代に実権を持つようになつたラフォンテーヌの改革派と手を結んだからである。しかし、デイが、フランス語系の人々と接触を持つたという証拠はない。彼は、裁判官に任命された時点では、フランス語が話せなかつた。⁽³⁶⁾

英語系の法律家は、伝統的に、コモンローの環境のなかで養成されていた（ウィリアム・スミス裁判長はエール大学の出身。ウイリアム・オズグッド裁判長はリンカーンズ・インの出身。エドワード・ボーウェン裁判官はアイルランドのドロゲダ・アカデミーの出身。ジョナサン・シーウェル裁判長はオックスフォード大学の出身）。これに対して、デイは、モントリオールで研修をした。デイは、大陸法の伝統のなかで養成されたのである。彼の教育、経験および経歴は、すべて下流カナダでのものである。英語系の先輩の裁判官とは異なつて、デイは、下流カナダの固有法を尊重した。

デイの蔵書は失われ、その完全な内容は知られていないが、数千冊に及ぶものであつたことは明らかである。彼の蔵書のうちの最も重要な數十冊は、マギル大学の法学部図書館で見ることができる。⁽³⁷⁾ フランス法に関しては、ドムランの『慣習法』（一六一五年）、リカールの『贈与論』（一七一三年）、アンリケの『領主法典』（一七八〇年）、

および『民事法、刑事法、教会法および聖職様に関する判決総覽』（一七八四年）が彼の蔵書に含まれていた。また、アズミ『ヨーロッパ海事法』（一八〇六年）、ローズ『民事訴訟』（一八〇八年）、チティー『手形』（一八二七年）も含まれていた。自分自身の蔵書の他に、彼は、トランス・モラン法律事務所の大規模な図書室から大量の書物を借り出していた。⁽³⁸⁾

結婚もまた、デイの地位の上昇に貢献した。最初の妻であるバー・バラ・ライオンが死亡した後、マリア・マーガレット・ホームズと再婚した。彼女は、ベンジャミン・ホームズの娘である。義父ベンジャミン・ホームズは、モントリオール銀行の頭取であり、グランド・トランク鉄道の副社長であった。このような閥閻と、マギル大学総長という彼の名譽ある地位により、デイは、英語系社会の上流階級に入った。一家は、サント・カトリール通りに近いヴィクトリア通りの家から、コート・デ・ネージュの家に引っ越しした。また、メンフルマゴッグ湖の地所であるグレンブリックで、夏を過ごした。⁽³⁹⁾

一七年間の裁判官生活の間に、デイは、モントリオール地区の重要な数百の事件を担当した。実業家に対する地主の義務に関する事件、特許事件、ガバッヂ騒動に関するモントリオール市長の民事責任事件などが、それである。彼の判決のうちの重要なものは、判例集「下流カナダ・リポーツ」、「下流カナダ法曹」や、モントリオールの新聞ガゼット紙、ヘラルド紙の「法律情報」欄に掲載されている。彼の判決においては、形式主義が頗著である。厳格な法の解釈、契約書面の尊重、民事事件における衡平の重視、民事事件における陪審制に対する懷疑、他者に占有されている所有権の保護、地主権の保護などが顕著な特徴である。⁽⁴⁰⁾

産業の発展に伴つて、担保、不法行為、雇用、公害などに関する事件が続発した。デイの担当した事件のなかに、グランド・トランク社に関する事件もあつたが、カルティエや彼のパートナーであるジョセフ・アマブル・

ベルトロが同社の訴訟代理人を務めることができ多かった（なお、ベルトロは、デイが法典起草委員に任命された後、後任の裁判官に任命された）。労働災害、雇用問題や公害などに関するデイの判決は、会社側の責任を狭く解釈していた。デイは、自分自身が保険会社の重役でもあったので、保険の事件では、陪審員に対し、次のような説示をすること多かつた。保険会社は、「小額の保険料で高い危険をカバーするものである」。したがって、保険契約は、「多くの契約者のために、契約内容に従つて、厳格に解釈されるべきであり、苦境にある人々に対する誤った同情に基づいて、解釈してはならない」。⁽⁴¹⁾

ラバリー対グランド・トランク鉄道事件（一八五七年）においては、デイは、陪審制に対する懷疑の念を表明している。そして、仕事中に死亡した労働者の損害賠償額の算定を、陪審員に委ねることを否定している。「陪審員は、親の死亡という事実だけから損害額を算定することはできない。死亡した親は、一家の大黒柱であった。しかし、他方で、彼は老人であつたり、悪癖を持つ男性であつたりするからである」。⁽⁴²⁾

デイは、契約は誰に対しても公平に適用されなければならない、と考えていた。例えば、キュヴィリエ対ムンロ事件（一八四八年）において、被告ムンロは、債務を理由とする自分の拘束に対して抗議している「古くは、債権者は、債務を履行しない債務者の身柄を拘束することができた」。その理由は、自分は代議士であり、民事事件において拘束されない、ということであった。デイは、イギリス法、ニューヨーク法、マサチューセッツ州法、ヴァーモント州法、およびジャマイカとニューファンドランダムからの上告に対するイギリス枢密院の判決について考査した後、議員の不逮捕特権を断固として否定している。そして、債権者の権利を、議員の特権よりも優先させたのである。「債権者の普遍的な権利は、特別の必要によつて害されなければならない」。⁽⁴³⁾

デイの保守的態度、文理解釈を重視する態度は、女性あるいは家族に関する事件において、特に顕著である。

デイの同僚の裁判官達は、親子関係事件におけるデイの厳格な解釈態度に苛立つてゐる。ステュワート対マックエドワード事件（一八五四年）においては、原告の姉妹と義兄弟だけしか証人がいなかつた。しかし、一六六七年のフランスの政令に関するデイの解釈によれば、被害者の家族は、不貞および家庭内虐待事件の場合を除き、証人となる資格がない、ということとなる。これに対して、ジョージ・ヴァンフェルソン裁判官は、次のように反論している。本件のような例外的な事例においては、もう少し柔軟なフランス民事訴訟法典の規定を適用すべきである。「本件では、墮落し、不道徳な習慣を持つ男が、「被害者の」父の好意と信頼を悪用している。その男が、深夜にその家の娘を犯したのである。それにもかかわらず、その行為について、家族以外に証人を見つけることができない」という理由だけで、その男を無罪とすることが正当であろうか。私は、法、正義、理性は、それを許さないと考える。」⁽⁴⁴⁾

デイは、契約においても厳格な文理解釈的な態度を維持してゐる。契約は「当事者間を規律する法」であるというのである。ブランジエ対ドゥートル事件（一八五四年）において、家屋賃借人ドゥートルは、賃借家屋を放棄した。「雨が漏り、ベッドや衣服を濡らした。……一年中その被害を受けたので、……原告〔賃貸人〕に対して、公正証書によつて、家屋の欠陥状況について通知した」。しかし、デイは、賃貸人に有利に、賃貸借契約は有効と判断した。そして、デイは、ボティエの『賃貸借契約』を引用して、裁判所の判決によつてのみ、賃借人は賃貸借契約を終了させることができると述べている。⁽⁴⁵⁾

ケネディー対スミス事件（一八五四年）は、建築請負契約に関するものである。契約書においては、書面によつて追加の仕事を求めた場合にのみ、追加の仕事に対する追加の報酬を支払う旨が記載されていた。裁判においては、被告スミスは、自分が原告に対しても追加の仕事をするよう口頭で指示をしたか否かについて証言するこ

とを拒否した。デイの判決は、証言の拒否を認めた。「このような契約の定めは、当事者の間を規律する法律としての性質を持つ。したがって、原告には、追加の仕事の指示が書面によるものであつたか否かについて、被告の証言を求める権利がない。両当事者間の契約の定めは、確固とした規範を確立しており、書面以外の証拠の採用は否定される。⁴⁶」

「書面」を重視するデイの判決としては、他に、シム他対ヒーウオード事件（一八五六年）がある。この事件では、商人ヒーウオードが、酔っぱらった代理人口バート・エスデイルを介して、上流カナダの小麦一〇〇〇バーレルを売ったか否かが問題となつた。デイにとつては、問題の核心は、代理人の酔いの程度ではなかつた。あるいは原告シムの善意・悪意も問題ではない。さらに、エスデイルがヒーウオードの代理人として知られていたか否かということも重要ではない。デイは、シムの請求を棄却したが、その根拠は「エスデイルが被告の代理人として行為することを認める」旨の書面がないことであつた。⁴⁷

このようなデイの契約觀は、ベルニエ対ボーシュマン事件において、いつそう明白である。ベルニエは、「新型の改良型二重ストーブ」の特許を得る前に、二〇〇台のストーブを販売した。ボーシュマンは、そのストーブ一台を購入し、その模造品を製造した。デイは、特許には遡及効がないと述べている。そして、売買契約による絶対的な所有権の取得について述べている。「私がストーブを買つたとする。そして、その模造を禁止する特許がなかつたとする。わたしが得た所有権によつて、そのストーブを分解し、その製造方法を探究し、それと同じものを製造し、その模造品を販売することが可能になる。この権利は、法律とは無関係に、広い意味の良識に基づくものある。したがつて、後の特許によつて、この権利を奪うことはできない。⁴⁸」

契約に関する一連のデイの判決においては、形式主義が貫徹されている。これに対して、所有権法とくに大土

地所有問題については、種々の利益の間のバランスを取ろうと苦心している。そして、デイは、大土地所有問題に関して、急激な解決は避けるべきであるという見解を表明している。デイは、大土地所有を、イデオロギー問題として取り上げるのではなくして、次のように取り扱うべきだと述べている。「法律的な側面において取り扱うべきである。それに関係する諸階層の利益など、外在的な要素は考慮すべきではない。」⁽⁴⁹⁾

同時に、下流カナダにおける土地所有制度は、慎重に改革されるべきであるとも、述べている。デイは、莊園制に関する委員会の委員として、土地の所有関係の変容に関する教科書的な記述を採用している。「封建制」は、この時代に相応しくない。封建制は、社会の進歩、「新しい思想」、「新しい人間」に道を譲るべきである。封建制から市場経済への移行の際の問題の核心は、「封建制に内在する私権」の処理である。

国家は、「社会道德を体現する者として」、大土地所有者に対する補償をすべきである。「われわれは、現在の大土地所有者に犠牲を負わせることによって、この旧時代の罪を免れることはできない。公共の利益は、大土地所有制の廃止を求めている。しかし、公共道德は、私権を廃止する場合には、それを慎重に行い、十分な補償を与えるべきことを求めている。」⁽⁵⁰⁾

法務長官カルティエは、デイと面識があつた。モントリオールの法曹界は狭いからである。カルティエがデイを法典起草者に任命した理由は、以下のようなものであろう。デイが英語系の富裕な商人階層の出身である点、モントリオールとオタワの双方に拠点を持つ点、教育機関および法曹エリート達の間で強い影響力を持つている点、数々の判決において、財産権の絶対と契約自由の原則を強調した点、保守的な家族觀を持っている点。

一八六五年に、民法典が完成した後、彼は、フランス語系のラバル大学から、名誉博士号を授与されている。⁽⁵¹⁾ 法典起草委員としての職務を終えた後、彼は裁判官の職を辞して、重要な委員会や依頼人のために仕事をした。

新しく設立された連邦政府（ケベック民法典が施行された翌年の一八六七年に現在のカナダが建国された。——大島注）と州政府との間の債権・債務額を算定する委員会の委員になつた。また、パンティック鉄道スキャンドルに関する王立委員会の委員長を務めた（一八七一年）。ついで、ケンソノン湾会社の合衆国政府に対する請求事件では、弁護を担当した。⁽⁵²⁾

(538) 256

- (22) リン部分の記述は、出典より Young, *op. cit.*, pp. 84-97 に引かれ。
- (23) Charles Dewey Day.
- (24) Donald MacKay, *The Square Mile: Merchant Princes of Montreal* (Vancouver: Douglas & McIntyre 1987), 32; Anson A. Grad, *Pioneers of the Upper Ottawa and the Humors of the Valley* (Ottawa: Emerson Press 1907), 45-7; Archives nationales du Québec à Hull, Fonds Conroy, 07 HP 154, vol. 1, dossier 1, affadavit Charles Symmis, 1 June 1857; Canada, *Journals of the Legislative Assembly*, 15, no. 8 (1857), app. 50, Petition of I. H. Day, 23 February 1830.
- (25) トマス・父親は、娘子がケーレル事務所で研修を開始するにあたり、11月料金を支払つてゐる。また、やがて11年後 1921年には、支払つてゐる。National Archives of Canada RG 4, B8, vol. 23, reel H-1416, "Commissions of Advocates and Notaries". トマスは、元ハムバーノーク教区の最大の土地所有者であった。その価値は、一八四五年 当時も1万1000英尺四方程度である。彼は、娘子がハムバーノーク東部に1万エーカーの土地を所有してゐる。Reports on the Affairs of British North America from the Earl of Durham, app. B., 61.
- (26) Miller, "Charles Dewey Day," *Dictionary of Canadian Biography*, XI 238; R. W. Mackay, *Montreal Street Directory*, 1842-3, 149.
- (27) Miller, "Charles Dewey Day," *Dictionary of Canadian Biography*, XI 237; 彼の妻の活動についても、

Elinor Seniors, *Redcoats and Patriotes: The Rebellions in Lower Canada, 1837-38* (Ottawa: Canada's Wings 1985), app. 参照。

(8) Greenwood, "Chartrand Murder Trial," 151; Michel de Lorimier, "Chevalier de Lorimier," *Dictionary of Canadian Biography*, VII, 514.

(9) Canada, *Debates of the Legislative Assembly of United Canada*, 20 July 1841, 355, 357; 外校の重慶生、J. George Hodgins, *Documentary History of Education in Upper Canada* (Toronto 1897), IV, 43 および Curtis, *Building the Educational State*, 52-4; Monet, *Last Cannon Shot*, 85-6. ④ これ強調するべき。

(30) Monet, *Last Cannon Shot*, 197; Canada, *Debates of the Legislative Assembly of United Canada*, 5 May 1846, 1185.

(31) Buchanan, *Bench and Bar*, 128; Miller, "Charles Dewey Day," *Dictionary of Canadian Biography*, XI 238.

(32) Barreau de Montréal, "Minutes of the Advocates' Library".

(33) R.A. Macdonald, "National Law Programme," 221; Baker, "Law Practice and Statecraft," 53.

(34) Cited in R.A. Macdonald, "National Law Programme," 228.

(35) Buckner, *Transition to Responsible Government*; Stewart, *Origins of Canadian Politics*; Roy, *Les Juges de la province de Québec*, 53.

(36) カナダへ向かってハバニスの力は非常に劣っていたが、裁判官を務めていた大半は連続した人物である。Le Courier de Saint-Hyacinthe, 3 February 1865.

(37) *Dictionary of Canadian Biography* マッカーティ大学の法律館及び図書館での調査、McColl Museum of Canadian History (#5341) に所蔵されている孫の手紙などの資料から、多くの蔵書が現存していることは明かである。だが、起業家たちの書籍を努めた人々・マッカーティー、11000冊に及ぶ蔵書を残している。それには、ボト

- ベヌ・ルモアンド・トマソ・ルセーの全著作が含まれている。図書へ法典
起草委員会の記録や新規たる文書一冊、目次に書の技術文献を残す。Lamonde and Oliver, *Les bibliothèques
personnelles au Québec*. ルーブ大学の蔵入ねバーリーの蔵書などがある書物の一覧表が
Baker et al., *Sources in the Law Library of McGill University*, 143, 158, 162, 174, 225, 256 である。
- (38) Baker, "Law Practice and Statecraft," 65.
- (39) Lorne Ste Croix, "Benjamin Holmes," *Dictionary of Canadian Biography*, IX 396. Montreal Directory,
1844-5; 1845-6; C. W. Colby, "Judge Day," (April 1904), 3, no. 2 *McGill University Magazine*, 16; トマの資産
額は、東部にてござる。彼は、トマとトマ通じヤリヤール通の交差点に角地を所有してゐた (McCord Museum,
Phillips Collection)。やがて、1833年に彼の父は、ベルのトマヘルトマ通の地所を息子に譲渡してゐる。Canada,
Journal of the Legislative Assembly, 15, no. 8 (1857), app. 50, "Transport," 12 December 1833. 裁判所の裁量
が、Doughty, *Elgin-Grey Papers*, 390. お隸書にてござる。彼の社会活動は、J.S. McCord diaries, McCord
Museum, #0414, 2 January 1860 である。
- (40) お隸書にて Atiyah, *Rise and Fall of Freedom of Contract*, 389 および Horwitz, *Transfor-
mation of American Law*, 253-66 を参照。トマの判決が上流社会の評議へ例へば、トマの判決は
の評議へ類似してござる。George and Sworden, "Courts and the Development of Trade," 270 である。
- (41) McGill University, Faculty of Law, Canadian Rare Books Room, "Law Intelligence," 249, *Aitken v.
Montreal Insurance Company*, n.d.
- (42) Rawry v. Grand Trunk Railway (1857), I Lower Canada Jurist 282; トマの評議はトマの評議の類似性に
よる。Christopher Tomlins, *Law, labor, and Ideology*, 6 がその論題。"A Mysterious Power: Industrial
Accidents and the Legal Construction of Employment relations in Massachusetts" (1988), 6, no. 2 *Law and*

- History Review*, 375-38.
- (43) *Cuvilier v. Munro* (1854), 4 *Lower Canada Reports* 154.
- (44) *Whitney v. Brewster* (1852), 3 *Lower Canada Reports* 433; *Stewart v. McEdward* (1854) 4 *Lower Canada Reports* 422-4.
- (45) *Boulanger v. Doutre* (1854), 4 *Lower Canada Reports* 170.
- (46) McGill University, Faculty of Law, "Law Intelligence," *Kennedy v. Smith*, 28 February 1854; 麦吉尔大学
暨ラ・ローレンス法學院ノウソウサ' *Lennan v. the St. Lawrence and Atlantic Railroad* (1853), 4 *Lower Canada Reports* 91 も参照。
- (47) *Syme et al. v. Heward* (1856), 1 *Lower Canadian Jurist* 39.
- (48) *Bernier v. Beauchemin* (1858), 2 *Lower Canadian Jurist* 289.
- (49) *Lower Canada Reports: Seignioral Questions*, vol.4, 4e.
- (50) *Ibid.*, 65e.
- (51) Archives du Séminaire de Québec, PVU 147; ノーフォークノウソウサ' Miller, "Charles Dewey Day," *Dictionary of Canadian Biography*, XI, 237-9.
- (52) C. W. Colby, "Judge Day," (April 1904), 3, no.2 *McGill University Magazine*, 14; "Report of the Royal Commission on the Pacific Railway," in Canada, House of Commons, *Journals*, 1873, VII app.1.

フ
ル
ル
(53)

トーマス・ヘンリー・マッカーラ (1808年-1865年)⁽⁵⁴⁾ は、カナダに移住後に七里半田に滞たる相

い家柄の出身である。ベルシャス地区に定住してからでも、四世代目である。彼の家族は、ケベック市から三〇キロほど離れたサン・ミシエルで農業を営んでいた。モランは、教区司祭の援助によつて、ケベック神学校で古典教育を受けることができた。⁽⁵⁵⁾

ケベック市での学生時代のモランは、民族主義者であつた。そして、一〇代の彼は、ル・カナディアン紙の復刊を支持する論文を書いた。ドゥニ・ベンジヤマン・ヴィジェールがその論文に注目した。そして、一八二五年には、ヴィジェールの事務所で研修するため、モランはモントリオールに移つた。モランは、一八二五年に法曹資格を取得する前から、ヴィジェールの周囲の人々、例えばルトジエール・デヴエルネーや、パピノーと交際していた。モランは、愛国者達の会合では、書記として活動した。一八二五年には、エドワード・ボーウェン裁判官がフランス語で書かれた令状の効力を否定したのに対し、モランは、「二法学生」という名前で、一三頁のパンフレットを出して、これを攻撃した。「われわれの法的伝統においては、法律文書で使用された言語が法律言語である。このことは、全「カナダ」植民地内のすべての人に対する適用される原則である。」⁽⁵⁶⁾

一八二六年に、モランは、ラ・ミネルブ紙を創刊した（この新聞を民族主義者にとって重要な新聞にしたのはデヴエルネーである）。モランは、一八三〇年まで編集者であつた。一八三〇年に、モランは、弱冠二三歳で、ベルシヤス選出の代議士になつた。しかし、その後も、この新聞には論文を掲載し続けた。また、一八四一年の一八四二年には、ラ・ミネルブ紙の復刊に努力した。⁽⁵⁷⁾

一八三〇年代のモランは、民族運動に没頭していた。ヴィジェールとともに、英國まで出掛けたこともある。そして、パピノー派が議会でおこなつた宣言（九二二か条の要求を含む）の草案を練つた。モランは、愛国者同盟の渉外関係を担当した。同時に、彼は民族主義の詩人としても知られていた。「ケベック湾」、「わが愛しの祖国に

て」あるいは「愛国の歌」などを発表した。⁽⁵⁸⁾

一八三六年に、モランは、弁護士活動を行うためにケベック市に移った。ケベック市での彼は、穩健派の民族主義者達と対立していた少数派のパピノー派を支持し、「自由の子ら」派を結成しようとしたが、成功しなかった。反乱の時期、モランは三日間、監獄に入れられたが、すぐに釈放された。一八三八年の初頭、モランは、自分に対する反逆罪の逮捕状がまだ有効であることを知り、ケベック市を抜け出し、サン・フランソワ教区の砂糖採取小屋に身を潜めた。しかし、彼は、一八三八年の夏には、ケベック市に戻った。彼の逮捕状は有効なままであったが、起訴はされなかつた。一八三九年の一〇月に、法務長官が、カナダ植民地から出ていかなければ逮捕すると彼を脅した。モランは、すぐに逃亡した。⁽⁵⁹⁾

間もなくケベック市に帰つたモランは、ラフォンテーヌを支援する活動を開始した。そして、ラフォンテーヌと協力して、上流カナダの改革者達との「共闘」工作に専念した。一八四一年五月のフランシス・ヒンクスに対する手紙の中で、妥協による改革共闘について書いている。このような妥協が、彼の残りの人生を通じて特徴となつた。

「わたしは、率直に申しますと、「上流カナダと下流カナダの」連合には反対です。しかし、わたしは、暴力や憎悪にも反対です。……わたしは、当局が、自らの誤りを悟り、それを改めるための時間を与えるべきだと考えます。……わたしは、平和と、連帯と、調和を愛するものです。もしも、それが可能であるならば……」。⁽⁶⁰⁾

改革派が政権を握つたとき、モランは、ラフォンテーヌの支持者としての利益を受けることになつた。一八四年には、彼は、法務次官のポストを断つた。しかし、土地問題委員会の委員に任命された（一八四二年～一八四三年）。そして、委員長になつた（一八四八年～一八五一年）。一八四九年に、群衆が議会を攻撃し占拠したと

き、モランは、議長席に着いていた。

一八五一年にはラフォンテームの後継者となり、一八五五年まで、ヒンクスとの連立内閣において、モランは、共同首相を務めた。彼の内閣では、莊園制の問題に関して、重大な閣内不一致があった。そして、一般的には、モランは強いリーダーシップが發揮することができなかつたと言われている。フランソワ・ザヴェエル・ガルノーは、モランには政治指導者としての資質が欠けていた、と述べている。「親切で、勤勉で、品の良いマナーを身に付けているが、策略家としての情熱が欠けている」。また、この炯眼の氏は、モランのことを次のように述べている。「女性のように優しい心を持ち、子供のように単純である。貴族の心を持つ弱々しい人々にとつてだけ、彼は偉大な政治家でありえよう」。⁽⁶¹⁾

モランは、カトリック教会、フランス語および入植活動を擁護した。キングストンの敵対的な雰囲気のなかで、モランは、議会での最初の演説をフランス語で行つた。そして、改革派とカトリック教会との間の協力関係を築くために尽力した。この時期の彼の手紙は、教会の資産問題、学校問題や民族問題の泥沼に陥つて、彼が消耗していくことを示している。彼は、莊園制問題についてパビノーと対立することを恐れた。しかし、同時に、フランソワ・マキシミリアン・ビボーのような若い民族主義者は、モランがトーリー党のアラン・マクナブと同盟したことを非難していた。⁽⁶²⁾

一八四三年に、モランは、サン・ティアサントの裕福な家系の娘と結婚した。アルビン・アデール・レイモンである。彼女の母親は、アルティエ家の出身である。彼女の父親は、裕福な商人であった。彼女の兄弟には、サン・ティアサント神学校の校長をしている者がいた。また別の兄弟は、サン・ティアサント選出の代議士であつた。モラン夫妻には、子供ができなかつた。一八五〇年代になつて、健康が優れなくなつたモランは、頻繁に口

一ランシャン地方に帰り、入植計画に没頭するようになった。そして、モランは、この地方の別荘サン・タデール（妻に因んだ名である）で、一八六五年に死亡した。

カトリック教会の穩健派は、モランのことを同盟者とみなしていた。民法典編纂の時期に、彼らは、モランのことを、婚姻や家族の問題に関する重要な味方と考えていた。厳格なカトリック教徒であるモランのことを、友人達は「尊師」と呼んでいた。⁽⁶³⁾ 彼は、入植者達を組織した。また、農村に孤児院を作り、見捨てられた子供達が農業の勉強ができるようにした。また、モランは、サン・ジャン・バプテスト協会の会長を務め（一八四七年、一八五一年）、モントリオール市貯蓄銀行の頭取でもあった（一八五一年）。彼は、一八四五年的学校法を起草した。この法律は、学校制度において、地方自治体よりも、教会を優遇している。また、モランは、図書館の重要性を認識していた。彼は、図書館の体系化を計画した。フランス語系の司祭と、アイルランド系の司祭のために別々の図書館システムを考えた。彼は、また、英語系のカトリック教徒のために独自の図書館を準備する計画を考えた。彼は、法律家のための図書館が購入すべきである図書のリストを作り上げた。また、彼は、一八四九年の暴動によって破壊された議会の図書館の再建を促進した。⁽⁶⁴⁾

鉄道網が整備され、あるいは社会が変化したにもかかわらず、モランは、保守的な思想を持ち続けた。「わたくしは、心情的にも、法律的にも、宗教的にも、王室に忠実な保守主義者である」。⁽⁶⁵⁾ そして、カトリックの教えに忠実であった。彼は、莊園制問題についても、穏健な立場をとった。⁽⁶⁶⁾

モントリオールの修道院は、莊園制問題について、モランは自分達の味方だと実感することになった。彼らが、莊園を失う代わりに、補償を与えられたからである。修道院は、モランは貧しいカトリック教徒に対して常に「正しい立場」を取つた、としている。⁽⁶⁷⁾ 政界を去り、裁判官になつてからも、モランは、学校問題に係わつてゐる。

そして、法典起草委員会において、カトリック教会からの批判に對して、委員中で最も敏感であった。⁽⁶⁸⁾

モランは、生涯、自然科学と農学を好んだ。そのことは、彼の藏書によつても明らかである。モランは、ヴァトマール協会の会員となり（一八四一年）、図書館や自然史博物館の設立のための尽力した。⁽⁶⁹⁾ 一八四〇年に、彼は、アベルクロンビー地方のリヴィエール・デュ・ノール地区の土地を買い集めた。一八四〇年代の後半には、国土大臣として、モランは、三八四二エーカーの土地を手に入れた。⁽⁷⁰⁾ そして、この地域で、最初の製粉所を作つた。また、橋、道路や農事試験場を作つた。ローランシャンの財産は四〇〇〇ポンドの価値があると、モランは評価している。⁽⁷¹⁾

また、モランは、入植地の鉄道敷設に投資した。しかし、このような鉄道敷設は、期待したような利益をもたらさなかつた。一八五七年には、プリモー鉄道に三〇ポンドを投資したが、損をしている。また、ノール鉄道に六二一ポンドの投資を約束して、五ポンドを投資したが、損をしている。サグネー鉄道にも二〇ポンドの投資をしているが、損をしている。さらに、ロードン鉄道に投資した三五ポンドも「回収不能だらう」と述べている。⁽⁷²⁾

モランは様々な鉄道敷設計画に投資したが、最も重要なものは、セントローレンス大西洋鉄道である。モランは、この鉄道会社の副社長であつた（一八四六年）。後には、社長にもなつてゐる（一八四八年～一八五〇年）。また、彼は、コロニアル生命保険会社の取締役でもあつた。さらに、モントリオール鉱業会社、ノーザン・パシフィック鉄道の取締役でもあつた。この会社は、ポートランドから、モントリオール、オタワ渓谷、ソー・サントマリ、シュペリオル湖の南岸を通つて、ミズーリ川まで繋ぐ国際鉄道線の計画をしていた。⁽⁷³⁾ 彼は、アメリカ合衆国への併合や、アメリカの共和主義には強く反対している。しかし、カナダの港を使つた自由な貿易を擁護している。セントローレンス河を使って、アメリカ中西部との通商を促進しようとしたのである。⁽⁷⁴⁾

鉄道事業では、資本家モランは成功していない。法典起草委員になる数か月前には、自分の健康状態がすぐれないこともあつて、自分の死後、妻が路頭に迷うことになるのではないかと、心配しているほどである。彼は、モントリオール鉱業会社に關係し、九五〇ポンドの損失を出した旨を妻に報告している。その穴埋めのために、グランド・トランク社の株を売却している。さらに、セントローレンス大西洋鉄道から得た二〇〇ポンドもつぎ込んでいる。コロニアル生命保険会社から、年間二〇〇ポンドの配当があることも述べている。⁽⁷⁵⁾

モランは、弁護士としても、土地投機者としても、投資家としても、経済的には成功しなかつた。彼は、裕福な友人達から経済的な援助を受けられるかもしれない期待して、政界に止まっていたのである。一八四一年の選挙に際しては、土地保有要件を満たすために、ブシュヴィル家から土地を購入したことにしているが、代金は払っていない。⁽⁷⁶⁾ その一〇年後、裁判官としての年収が一〇〇〇ポンドあつたが、彼の経済状態は、相変わらず非常に厳しいものであった。一八五七年には、ローランシャンの地所を抵当に入れ、さらにカルティエ一族の人には保証人となつて貰つて、彼は、ケベック市のオトイユ通に家を建てた。そして、同じ一八五七年には、彼は、議会図書館に対して、自分の農業関係の蔵書を一六八ポンドで売ると提案している。さらに同じ一八五七年には、妻に対して、自分の経済状態が非常に悪いので、寡資六〇ポンドだけで満足して、相続放棄をした方がよい、と述べている。そうすれば、彼の債務を承継しなくともよいからである。⁽⁷⁷⁾

モランは、新聞、政治、カトリック慈善事業、入植活動あるいは農学などに強い興味を持つていた。このため、法律実務は、片手間の仕事でしかなかつた。一八四二年には、カムラスカ、リムスキー、サン・トマで、裁判官を務めた。しかし、再度、政界に進出するため、裁判官を辞任している。

モランの下で研修をした者としては、エクトル・ランジュヴァン、ジョセフ・ドートル、フランソワ・マグロ

ア・ドロームなどがいる。モランは、弁護士会の委員会活動をした。ケベック弁護士会の法人格取得（一八三八年）に関する委員会もそのうちの一つであった。また、ビボーがサント・マリーに法学校を作ることに協力した。しかし、モランは政治活動に手一杯で、法律実務に精通していたわけではなかつた。また、弁護士活動を助けてくれるような良いパートナーにも恵まれなかつた。一八四〇年に、彼とシリル・ドラグラードは、モランの家で法律事務所を開設した。しかし、この協同関係は、長く続かなかつた。一八四八年に、彼の研修生エクトル・ランジュヴァンは、カルティエ事務所に移つた。⁽⁷⁸⁾

彼の重要な依頼者は、イエズス会とセントローレンス大西洋鉄道会社であつた。しかし、それは、法律上の理由ではなく、明らかに彼の政治的的力量に期待したからである。

一八三〇年代のモランは、抜本的な法改革や、法典、編纂を支持していなかつた。ただ、コモンローの危険性に対するヴィジエールの主張に対しても共感していた。「カナダにとって、イギリス法が適切ではないことは、カナダ植民地のすべての人々が認識している。イギリス法は、膨大な数の書物のなかに分散しており、また慣習法は、大英帝国の各植民地ごとに異なるものである。イギリス法は、ひとつの中間に適用するのが容易ではない。また、大地主と小作人の相互義務関係は、特別の考慮を必要とする。」⁽⁷⁹⁾

モランは、一八五〇年代半ばに、ラバル大学法学部における講義の中で、自分の法律に対する考え方を述べている。実務的な意味における法とは、「人間の行動を、衡平、正義など人間社会が受け入れている根本原則と対比することである。……自然の道徳あるいは認められた規範と人間の行為が合致しているか、それとも齟齬しているかという点に、法の意味がある」。裁判官には、種々の法を人間活動の複雑な現実に適用しているのだという自觉が必要である、と述べている。このような記述は、慣習法、歴史、民族精神に関するサヴィニーの記述を真似た

ものである。

人間社会における「正義」の複雑さを示すために、モランは、仮想の相続事例を取り上げている。数世代にも渡つて継承してきた土地を父から相続した息子が、その土地を第三者に譲渡したという仮想事例である。慣習と契約とが交錯する。「そもそも、この息子が教育を受けていない田舎者であつても、次の二つの前提の下で、彼の処分は容認されるであろう。まず第一の前提是、新しい所有者が善意で行為していることである。その者に所有権を与えないのは、正義に反するからである。第二の前提是、法定相続人が、一定の期間内に何も行為しなければ、その期間経過後には、相続権を失うということを知つていることである。⁽⁸⁰⁾」

一八五四年に、モランは、ラバル大学法学部の初代学部長に任命された。彼は、自然法および国際法の教授でもあつた。この任命と同時に、彼は、ラバル大学から名誉博士号を授与された。彼が翌年、通常裁判所の裁判官に任命されたとき、彼は裁判官になれるほど十分な法律実務の経験がないという批判が巻き起つた。⁽⁸¹⁾ 裁判官としての彼の判決は、判例集「下流カナダ・リポーツ」では、ほとんど取り上げられていない。この判例集においては、ラフォンテームとティイの判決が頻繁に搭載されている。

もう一つの批判は、彼は多忙すぎて、定期的に講義することができないというものであつた。ラバル大学の学長が私的な場で述べている。「モラン裁判官は本学に名誉をもたらしてくれたが、実際の講義のためには別の人を必要とする」。⁽⁸²⁾ さらに厄介な問題は、一八五〇年代の半ばには、モランの健康状態が悪化していたことと、彼がほとんど破産状態にあつたことである。彼の私信には、死と破産に関する記述が溢れている。彼の痛風は悪化していった。そして、一八六〇年に、ケベックのオトイユ通に邸宅を建築したが、それを売却している。その後の彼は、ケベック市のサント・ユルスル通の借家で暮らした。妻の出身地サン・ティアサント、あるいはサン・タデール

の地所に滞在することもあつた。⁽⁸⁴⁾

裁判官あるいは法学部長として活動するには、自分には法学の勉強が不足していることを自覚した彼は、独学に励んだ。そして、ヨーロッパに渡り、ドイツのラインラントの法学図書館で研究を行い、一八五〇年に及ぶ文献目録を作成した。多くのドイツ語文献が引用されている。モランは、サヴィニーや、その他の民法、慣習法に関する書物を読んだ。そして、民法の勉強のために必要な六つのドイツの法学雑誌のリストも作つた。⁽⁸⁵⁾ 同僚の法曹の蔵書が、法学や判例を中心とするものであるのに対し、モランの蔵書は、自然科学、特に農学に関するものが多い。彼は、こうした本を五〇五冊も持つていた。⁽⁸⁶⁾

一八五五年には、経済的な苦境にありながら、三五〇ポンドを出して、ケベック市のジュール・イサイエ・リベルノワ書店と、パリのボサンジュ書店から、法学書を購入している。後者の書店に対しても、ポティエのラテン語本『ユステイニアスのパンデクテン』、「フランス法・外国法雑誌」、「外国立法雑誌」を購入している。また、彼はイギリス法とアメリカ法の古典も購入している。マシュー・ベーコン『法と衡平の新要綱』、ウイリアム・ウェストモア『国際私法』（一八三四年）、ステイブンス『イギリス法新注解』（一八四一年）などである。⁽⁸⁷⁾

一八五九年に、カルティエから、法典起草委員への就任を打診された際、モランは、自分にはラフォンテヌのような仕事はできない、と答えている。また、自分には、民事訴訟法典を起草するだけの能力はない、と答えている。さらに、「躊躇を感じながら」イギリス法を取り扱う部分にだけ関与したい、と答えている。彼は、家庭や妻から引き離されるのを望なかつた。⁽⁸⁸⁾ それにもかかわらず、彼は、法典起草委員になることを承諾した。

(53) この部分の記述は、主として、Yong, *op. cit.*, pp. 68-81 による。

- (54) Augustin-Norbert Morin.
- (55) Béchard, *L'honorable A.N. Morin*, 6-7; *Le Courier de Saint-Hyacinthe* in its obituary, 29 July 1865 ュウメニ
ヌルハセタスナド出テスル。 James Lambert, "Thomas Maguire," *Dictionary of Canadian Biography*, VIII, 592.
- (56) Morin, *Lettre à l'honorable Edward Bowen*, 13.
- (57) Jean-Marie Lebel, "Ludger Duvernay," *Dictionary of Canadian Biography*, VIII, 259-60; Monet, *Last Cannon Shot*, 124.
- (58) *Le Courier de Saint-Hyacinthe*, 29 July 1865; J.-L. Roy, *Edouard-Raymond Fabre: libraire et patriote canadien (1799-1854)* (Montréal: HMH 1974), 122.
- (59) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier # 36, Attorney-General Charles Richard Odgen to Morin, 27 October 1839; Morin to Ogden, 28 October 1839; dossier # 45, "Biographie de Augustin-Norbert Morin".
- (60) Béchard, *L'honorable A.N. Morin*, 92-3.
- (61) Ibid., 60; (1865), 1 *Lower Canada Law Journal* 71.
- (62) Monet, *Last Cannon Shot*, 196, 241; Béchard, *L'honorable A.N. Morin*, 170.
- (63) Monet, *Last Cannon Shot*, 45.
- (64) ハセタスヌルハセタスル。 Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier # 18, "Catalogue; librairies; liste de livres à acheter, bibliothèques à organiser".
- (65) Stewart, *Origins of Canadian Politics*, 106.
- (66) Paridis, "Augustin-Norbert Morin," 172; Lower Canada, Legislative Assembly, "First Report of the

Standing Committee on Lands and Seigniorial Rights” (1836); see also Johnson, “In a Manner of Speaking,” 639.

(67) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #27, “Enquête sur les enfants trouvées pour les hospices agricoles”; #15, Seigniorial Documents, Joseph Comte to Morin, 13 November 1854.

(68) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #17, Morin to Macdonald, 20 March 1855; ナニシク側から甚寧に支拂ひござる。Paradis, “Austin-Norbert Morin” 424-5
上記用紙にて、彼のトトロ・リロ・神父に対する手紙の中に書かれてござる。

(69) 彼の書類の中には、ローブ・ハッヤー地域への入植者のたとの手書の書類があつて、サント・モーリスの総理事務所、銅の鑄造工場にて、彼の母母の服装着てござります。Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #14, “Notes sur la pêche et la chasse”; Paradis, “Augustin-Norbert Morin,” 332; Veilleux, *Les gens de justice*, 506.

(70) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #21, “Marché avec Jacques Lessard,” 6 March 1840; 一八四〇年の夫婦財産契約によると、彼は、妻の嫁資を担保する形で、トトロ・リロ・リヤン・セ・モーリス、家庭、隣屋などの料金を負う。抵当権を設立してござる。Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #32, “Extrait de l’acte de mariage de A.N. Morin et Adèle Raymond, 1843”; 被の大臣としての辭職にて #47.2 “Clipping” を参照。

(71) Paradis, “Augustin-Norbert Morin,” *Dictionary of Canadian Biography*, IX, 571; Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #30, “Testament, 1855, Volonté de A.N. Morin en faveur de son épouse, 1857.”

- (72) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #30, “Testament, 1855, Volonté de A.N.Morin en faveur de son épouse, 1857.”
- (73) Young, “John Alfred Poor,” *Dictionary of Canadian Biography*, X, 591.
- (74) Monet, *Last Cannon Shot*, 381, 387.
- (75) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #30, “Testament, 1855, Volonté de A.N.Morin en faveur de son épouse, 1857.”
- (76) Ibid.
- (77) 戴罪の罪證書。Doughty, *Elgin-Grey Papers*, 390; Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #18, “Catalogue; libraires; liste de livres ...”; Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #30, “Testament, 1855, Volonté de A.N.Morin en faveur de son épouse, 1857.”
- (78) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, 36.145, “A.N.Morin et C.Delagrange; Formation d'une société entre ces deux avocats”; Louis-Philippe Audet, “Cyrille Delagrange,” *Dictionary of Canadian Biography*, X, 217; Andrée Désilets, *Hector-Louis Langevin: un père de la Confédération canadienne* (Québec : Les presses de l'Université Laval 1969), 20.
- (79) Béchard, *L'honorable A.N.Morin*, 38-9.
- (80) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier #35, “Leçon de Droit,” n. d.
- (81) Philippe Sylvain, “Louis-Jacques Casault,” *Dictionary of Canadian Biography*, IX, 119; Paradis, “Augustin-Norbert Morin,” 385, 398.

- (82) Philippe Sylvain, "Louis-Jacques Casault," *Dictionary of Canadian Biography*, IX, 119.
- (83) ルイ・カサウトの死後、彼の蔵書はセミナリーアーカイブスに移された。Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier # 30, "Testament, 1855, Volonté de A. N. Morin en faveur de son épouse, 1857."
- (84) Paradis, "Augustin-Norbert Morin," 420; Veilleux, *Les gens de Justice*, 631.
- (85) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier # 11, "Essai d'un catalogue bibliographique de droit, surtout allemand".
- (86) 一八五〇年～一八五九年當時のトモダチの裁判官および弁護士の蔵書は多くござり、平均して、蔵書量の四九% 一セントが法律に関するものである。一九ペーセントが科学に関するものである。一八五五年にモーリスが大量の法律文献を購入した後でモーリスの蔵書は多くござり、農業に関するもの、法律に関するもの、植物学などがある。Veilleux, *Les gens de justice*, 459; Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, "Séminaire administration financière," Section A, Serie M, tiroir 14, dossier 1.4.
- (87) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier # 18, "Catalogue ; librairies ; liste de livres à acheter..."
- (88) Archives du Séminaire de Saint-Hyacinthe, Collection Morin, AFG5, dossier # 39.49, Morin to Cartier, 2 February 1858.

六 書 記

1 ボードリー⁽⁸⁹⁾

ジョセフ・ユバルド・ボードリー（一八一六年～一八八七年⁽⁹⁰⁾）は、フランス語系の書記である。彼は、コーム・セラファン・シェリエ法律事務所で研修をした後、一八三八年に法曹資格を得た。彼は、判例集「下流カナダ・リポーツ」の編集者の一人で、カルティエは、ボードリーのことを「下流カナダの判例に最も精通した法律家」と述べている。⁽⁹¹⁾

ボードリーは、法律実務を行つたというよりも、法律に関連する管理業務を行つたと言つてよいであろう。サン・ティアンサンントの裁判所の書記、控訴院の書記（一八五〇年）、地主裁判所の書記（一八五五年）を務めている。

モランの健康が悪化するにつれて、起草委員会におけるボードリーの役割は、ますます重要なものになった。ボードリーは、「先取特権及び抵当権」、「登記」の部分を起草し、また、民事訴訟法典の主要な部分を起草した。⁽⁹²⁾一八六五年の夏にモランが死亡した後、ボードリーは起草委員に任命された。彼は、後に『教区司祭法典』を書いている（一八七〇年）。そして、最後は、モントリオール地区の通常裁判所の裁判官として、その職業生活を終えている。

2 モラン⁽⁹³⁾

ボードリーが起草委員に昇格したことによって、その後任として、ルイ・シメオン・モラン（一八三一年～一

八七九年⁽⁹⁴⁾が書記に任命された。彼は、よく知られた保守主義者で、マクドナルド・カルティエの内閣で、短期間、法務長官を勤めたことがある（一八六〇年⁽⁹⁵⁾）。

3 ラムゼー⁽⁹⁶⁾

トーマス・ケネディ・ラムゼー（一八二六年～一八八六年⁽⁹⁷⁾）は、最初の英語系の書記である。彼は、スコットランド生まれである。そして、スコットランドのセント・アンドリュースで古典教育を受けた。数年間フランスに住んだ後、一八四七年（彼が二歳のとき）に、家族とともに、下流カナダに移住した。

ラムゼーは、モントリオールの有名な保守主義者クリストファー・ダンキンの法律事務所で研修をした。そして、一八五二年に法曹資格を得た。バイリンガルのラムゼーは、後には、フランス語で著作を発表している。書き言葉としては、英語よりもフランス語の方が得意であると、述べている⁽⁹⁸⁾。彼は、アカデミックな分野で名声を確立した。また、「ロー・リポーツ」（一八五四年）および「下流カナダ法曹」（一八五七年）を創刊している。

法典起草委員会に職を置きながらも、論争好きなラムゼーは、自分が保守主義者であり、カルティエの政策を支持する旨を公言していた。このような態度をとったため、一八六二年には、起草委員会の書記の職を失うことになった。新しく政権についた自由党のサンドフイールド・マクドナルド・ルイ・ヴィクトール・シコットの内閣が、彼を解任したのである。起草委員会の書記を解任された後、ラムゼーは、三つの著作を発表している⁽⁹⁹⁾。

保守党が政権に復帰したとき、ラムゼーも復活した。彼は、一八六四年～一八六八年の間は、モントリオールで検察官を勤めた。一八六七年には裁判官資格を得た。そして、一八七〇年に、通常裁判所の裁判官に任命された。その後、女王座裁判所の裁判官となり、一八八六年に死亡するまで、その地位にあつた⁽¹⁰⁰⁾。死後の蔵書目録か

ら、ラムゼーがローマ法およびフランス古法に強い関心を持つたいたことが窺われる。⁽¹⁾

4 マッコード⁽²⁾

ラムゼーの後任の書記に任命されたのは、トーマス・マッコード（一八一八年～一八八六年）⁽³⁾である。彼は、下流カナダで最も有名な法曹一族の御曹司である。同名の祖父トーマス・マッコードは、モントリオールを代表する法律家であった。そして、叔父ウイリアム・キング・マッコードは、女王座裁判所の裁判官であった。先任者ラムゼーと同様、マッコードも、法曹エリートとしての道を歩んだ。

家族は、少年の彼をケベック神学校に入れた。そこで、彼は、古典教育を受けるとともに、フランス語の訓練を受けた。そして、フランス語系の文化や、カトリック教に対する理解を深めた。その後、彼は、ルネ・エドワール・キヤロンの事務所で研修した。キヤロンは、自分が起草委員に任命された後、自分が指導した元研修生マッコードが書記になれるよう取り計らった。起草委員会の仕事が終了した後、マッコードは、『下流カナダ民法典』を出版した（一八六七年）。これは、民法典の最初の商業版である。⁽⁴⁾

ボーデリーやラムゼーと同様に、マッコードも裁判官になった。ボナヴァンチュールの裁判官（一八七三年）、ガスペの裁判官（一八八三年）、海事裁判所の裁判官（一八八四年）を歴任した。

(89) 「」の部分の記述は、Young, *op. cit.*, p.124 による。

(90) Joseph-Ubalde Beaupré.

(91) *Le courrier de Saint-Hyacinthe*, 3 February 1865.

- (92) Jean-Jacques Lefebvre, "Joseph-Ubalde Beaudry," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 37; McCord, *Civil Code of Lower Canada*, viii 𠀤 勅諱の記載なしに起訴状へと記述され、法務長官へと記載。
- (93) ノウルセの記載せり Young, *op. cit.*, p.124 𠀤
- (94) Louis-Simeon Morin.
- (95) Jean-Charles Bonenfant, "Louis-Simeon Morin," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 533; McCord, *Civil Code of Lower Canada*, vi 𠀤 シナリオを法務長官 (attorney general) と記載。シナリオは「彼は法務次官 (solicitor general) としていた」と記載。
- (96) ノウルセの記載せり Young, *op. cit.*, pp.124-126 𠀤
- (97) Thomas Kennedy Ramsay.
- (98) Jean-Charles Bonenfant, "Thomas Kennedy Ramsay," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 721-2; ノウルセの記載せり トマス・ケネディ・ラムゼイ一族の關係があるかといふ點に注目される。Ramsay, *Notes sur la coutume de Paris* (1863) ii.
- (99) Ramsay, *Notes sur la coutume de Paris* (1863); *A Digested Index to the Reported Cases in Lower Canada* (1865); *Government Commissions of Inquiry* (1863).
- (100) Minutes, 230, Etienne Parent to R. E. Caron, 25 October 1862; Ramsay, *Government Commissions of Inquiry*, 17; ノウルセの記載せり トマス・ケネディ・ラムゼイは、有志の改革派の主導的役員であり、議論の中心人物である。1866年8月27日、(December 1866) 121; (July 1868) 53; Jean-Charles Bonenfant, "Thomas Kennedy Ramsay," *Dictionary of Canadian Biography*, X, 721-2; (June 1867), 3 *Lower Canada Law Journal*, 75; ノウルセの記載せり 大学図書館の資料室に残る。

(10) Lamonde and Olivier, *Les bibliothèques personnelles au Québec*, 65. 農業および園芸に関する書物・冊子が一六四冊ある（全蔵書の約10%ペーチューム）。ハイヤーは、園芸とこうやうなこと共通する趣味を持っていた」とになる。

(11) ハの部分の記述は、Young, *op. cit.*, p.126 によれば。

(12) Thomas McCord.

(13) McCord, *Civil Code of Lower Canada*. ハの本は、非常に便利な書物であり、改正点の概要、起草者達が使用した文献一覧、フランスマ法典・商法典との対照表を含んでいる。また、公証人、医師などの専門家に関係する条文一覧もある。マッコームが死亡した時には、三〇〇〇冊からなる素晴らしい蔵書が残った。ポティエ、トウイエ、パルテュの作品が全巻揃っている。Lamonde and Olivier, *Les bibliothèques personnelles au Québec*, 58.

七 反対者ビボー⁽¹⁴⁾

フランスワ・マキシミリアン・ビボー（一八三一年—一八八七年）⁽¹⁵⁾は、当時における最も重要な教育者・法思想家の一人である。彼は、エリート法曹達の妥協的姿勢を断固として拒否した。特に、家族や共同体に関する事項について、彼の非妥協的な姿勢が明白である。

フランス語系のキャラントモランには共通する点が多い。まず年齢が近い。二人とも、鉄道事業に関与している。また、二人とも、実業家でもあった。さらに、二人とも、政治家であり、裁判官でもある。二人とも、慣習法と資本主義の基本原則（とくに契約自由の原則）を調和させたいと望んでいた。英語系マイノリティーの権利を尊重した。これらの点で、ビボーは対照的である。

彼の父ミシェル・ビボーは、裁判官で、歴史家で、教師であり、またカナダ図書館の設立者であった。息子の

ビボーは、モントリオールのコレージュ・ド・モンレアールで古典教育を受けた。その後、ジョセフ・ブレヒト・ウーサン・ペルティエの法律事務所で研修をした。

マギル大学における法学教育の拡大に対抗するようにして（マギル大学では、英語が使用されており、取引法中心であった）、彼は、一八五一年に、イエズス会のサント・マリー校で法学教育を始めた。その教育カリキュラムは、ドイツのボン大学およびライプチッヒ大学のカリキュラムを似ている。⁽¹⁰⁾ ビボーは、同時代の法律家は「法学の根本的な研究」をしておらず、「安易にナポレン法典に依拠し過ぎる」と批判し、ローマ法や自然法について研究すべきことを述べている。⁽¹¹⁾

彼の教育方法は、個人指導を中心とし、試験には口頭試問の方式を採用した。口頭試問官として、ローマ法についてはラフオンテームに、契約法についてはカルティエにというように、著名な法律家に委嘱している。ビボーの学校では、カルティエとモランが、重要な役割を果したのである。彼らは、英語系のマギル大学に対抗して、フランス語系の法学校を守るために、モントリオールの司教に対するロビー活動まで行っている。一八六一年までに、彼の教育を受けた法学士は八六人を数えた。教え子の中には、エクトル・ファーブル、シャルル・シャミリー・ド・ロリミエ、ルイ・ザマブル、ジュッテなどがいる。ビボーは、法学、歴史学、哲学に関する多数の著作を発表している。その中には、ブラックストーンの著作の要約とか、ユステイニアヌスの『法学入門』の翻訳も含まれている。その他に、契約に関する論文、『法的推論に関するエセイ』（一八五三年）がある。彼の伝記を書いたアンドレ・モレルとイヴアン・ラモンドは、ビボーの著作『下流カナダ法注釈』は、「民法典制定のために、カナダ東部の法を体系的に提示した唯一の著作」であるとしている。⁽¹²⁾

一八五一年には、ラ・ミネルブ紙は、刑法の法典化を目指すウイリアム・バドグレーの計画に反対するビボー

の長文の論文を掲載した。⁽¹⁰⁾ バドグレーの提案は、ビボーによれば、「過度に専門的で、適切な原則に依拠しておらず、哲学を欠いている」ということになる。

彼は、イギリスのプロテスタントの法律よりも、自然法、ローマ法およびカトリック教会の教理を優先させている。ビボーは、下流カナダ法の改革の際には、ブラックストーンに依拠すべきではなく、グロティウス、プーフェンドルフそしてモンテスキューを重視すべであると述べている。⁽¹¹⁾

ビボーは莊園制を容認している。そして、パリ慣習法の重要性を強調している。この点で、ラフオンテーヌ、カルティエや、法典起草者とは見解が異なる。一八五九年（この年は法典起草委員会が設置された年に当たる）に出版された『下流カナダ法注釈』のなかで、ビボーは、古い法、特に家族関係に関する法は、資本主義の原理によって変更されなければならないと警告している。一八五五年の「取戻権」の廃止（取戻権とは、法定相続人が、遺産から逸出した財産を、その対価を償還して、取り戻すことができる慣習法上の権利をいう）は、ビボーを不安にさせたのである。これを廃止したことは、妻、子および相続人の権利を著しく害するものである、と述べている。

「取戻権」は、アングロ・サクソンには都合の悪いものである。彼らの取引の障害になるからである。ある物を買ったイギリス人は、自分が、誰からも文句を付けられない完全な所有権を得たものと考えるのである。⁽¹²⁾

ビボーが慣習法の維持を主張し、契約自由の原則に反対し、英國契約法に対して批判的であったこと、さらに彼が論争好きな性格であったことなどから、彼は下流カナダにおける法曹界の主流から遠ざけられることになった。法典起草委員が任命された一八五〇年代には、ビボーの役割は、パンフレットの執筆と、教育だけに限定されていた。法学教育機関が整備される過程において、下流カナダで最初の法学部がマギル大学に設立されたこと

の意味は大である。一八六六年には、マギル大学法学部では、100名以上の法学士が卒業した。⁽¹³⁾ 他方、セボーザ、ケベック市とモハムリオール市の聖職者の権力争いに巻き込まれて、自分の学校をハーバル大学法学部とが提携するのを断念し、一八六七年には、自分の学校を閉じた。

- (15) リンガムの記述だ。出典 Young, *op. cit.*, pp.81-84 による。
- (16) Francois-Maximilien Bibaud
- (17) R.St.J.Macdonald, "Maximilien Bibaud," 725; See also David Howes' description of Bibaud's program, "Origin and Demise of Legal Education," 132-7.
- (18) Bibaud, *Commentaires*, 276-7.
- (19) Andre Morel and Yvan Lamonde, "Francois-Maximilien Bibaud," *Dictionary of Canadian Biography*, XI, 70.
- (20) Morel and Lamonde, "Francois-Maximilien Bibaud," *La Minerve*, 19 May, 2 June, 1 July, 5 July 1851.
- (21) *La Minerve*, 5 July 1851.
- (22) Bibaud, *Commentaires*, 372; see also Normand and Hudon, "Le contrôle des hypothèques secrètes," 197 and particularly Normand, "La codification de 1866," 50.
- (23) R.A.Macdonald, "The National Law Programme at MaGill," 227.

八 わりに⁽¹⁴⁾

衆目の一一致するところ、法典起草委員としての最適任者は、ルイ・イ・ボリット・ラフオンテームであった。現に、法務長官ジヨルジュ・エティエンヌ・カルティエは、一八五七年一月、およびその一年後にも、彼に対し法典起草委員会の委員長に就任してほしいと依頼している。これに対して、ラフオンテームは、リューマチによる健康悪化を理由として、辞退している。⁽¹⁵⁾

ラフオンテームは、首相を務め、裁判長を務める下流カナダの最高の政治家・法律家であった。ラフオンテームは、法史、土地法および民法に関心を持っていた。彼の『抵当権事務所……に関する分析』は、一八四一年の登記法を批判した書物である。

ラフオンテームに断られたカルティエは、一八五九年に、キヤロン、デイおよびモランの三人を起草委員に指名したのであつた。

三人の起草委員には、共通している点が多い。三人とも、一九世紀の初頭に生まれている。三人とも、ケベックで大陸法の専門家としての訓練を受けている。彼らは、先輩達、例えばドゥニ・ベンジャマン・ヴィジエール、ルイ・ジョセフ・パピノー、ショナサン・シーウエルなどとは違つて、フランス革命の影響を受けていない。

三人は、一九世紀の初期に小さな町に生まれている。三人とも、大土地所有者あるいは大富豪の家庭に生まれたわけではない。キヤロンとモランは農家の出身である。三人は、一〇代の頃にモントリオールまたはケベック市に移っている。デイの受けた初等教育の内容は不明であるが、キヤロンとモランは、同じケベック神学校で古典的な教育を受けている。その後、三人とも都市の法曹エリート、政治エリートになつ

ていった。

一八三〇年代の反乱では、若い三人の法律家の立場は異なっていた。モランは、反逆罪で有罪の判決を受けている。キャロンとデイは、その間、軍務に就いていた。デイは軍法会議で、検察官を務めた。

三人とも、代議士であった。そして、首相、議長あるいは法務次官などの要職を歴任している。そして、後には、三人とも裁判官になっている。そして、三人とも、言語、階級、宗教、民族などの下流カナダの諸問題の現実に触れている。キャロンとモランは、フランス語系であるが、流暢な英語を話した。キャロンは、英國貴族で、イギリス王室とその諸制度を尊敬していた。モランは民族主義者ではあるが、寛大さと、民族間の和解・協調の道を探究したことで知られている。

三人とも、実業界での経験を有している。彼らの基盤は、土地所有や、国際取引ではなく、一九世紀に伸びつたあった政党、企業、大学、弁護士会や裁判所であった。また、三人は、その結婚によつて、社会的ステイタスを上昇させた。

三人は、一致して、地主に十分な補償をしつつ、莊園制を解体すべきであると考えていた。三人は、裁判官としても、起草委員としても、資本主義の原理、例えば契約自由の原則に忠実であった。

三人は、弁護士会活動、研修生の受け入れ、ラバル大学やマギル大学における法学部設立などを通して、法曹界に広範な人脈を形成していた。

デイは、長く裁判官を務めた。しかし、キャロンとモランは、本質的に政治家であった。三人は、それぞれが、違った利益を代表していた。デイは、英語系であり、モントリオールの資本家の利益を代表していた。キャロンは、ケベック市の地方的利益を代表していた。モランは、ラフォンテヌの後継者であり、田舎の人々の間で広

範で根強い支持を受けていた。また、教会からの支持も受けた。

法務長官カルティエが彼ら三人を法典起草委員に指名したのは、彼らが法律家として輝くよくな才能を發揮したからではなく、成熟した政治的な手腕を持っていたからである。また、彼らが保守的であり、慣習と資本主義的な原理との間の絶妙なバランス感覚を持つていたからである。

(114) リの部分の記述は、主として Young, *op. cit.*, pp. 66-68, 95-98 による。

(115) Louis-Hippolyte LaFontaine.

(116) George-Etienne Cartier.

(117) カルティエのハフオントーマ宛の一八五七年一月二二日付の手紙およびハフオントーマの辞退の手紙について
は、*Le Courier de Saint-Hyacinthe*, 3 February 1865 を参照。また、Brierley, "Quebec's Civil Law Codification,"
581 を参照。なお、カルティエは、五六五冊のフランス語の法学文献、一四八冊の英語の法学文献を所有していた。そ
の中には、例えば、ポティエの本が八冊、ギローの本が三六冊、ヘルネの本が一五冊、ペル
シエヌの本が五冊およびノルマンディー慣習法などが含まれていた (*Catalogue de la bibliothèque de feu Sir. L.H.
LaFontaine*)。

〔付記〕 筆者は、かつてケベックのラバル大学法学部に留学した。到着したその日に、当時のイヴァン・ベルニエ法
学部長から、「日本人法学者をお迎えしたのは、本学部の長い歴史上初めてのことだよ」と言われた。そして、留学中は、
法学部の教職員・学生の方々およびケベック市民の皆様から、心の籠もった温かいお持てなしをいただいた。筆者は、
ケベック民法について日本に紹介する」と、リの「厚意に応えたいと誓つた。ケベック法について書く度に、筆者の

脳裏には、初めての留学生活の頃の楽しかった日々が帰ってくる。

筆者は、法史学を専攻する者ではなく、比較法学的な手法で民法を研究する実定法の研究者である。そのような筆者が本稿を執筆しようと考へた直接的なきっかけは、ケベック旧民法典の起草者にもサヴィニーが影響を与えていることを知り、世界の民法学が伝統的に持つ国際性を再確認することができたことである。世界中の民法学者は、同じ道を志している同志なのだという筆者の信念を再確認することができた。

本号は、大学院に国際関係法専攻が設置されたことを記念する号であるため、このような余談を付した。